

平成 2 1 年度第 2 回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 1 年 9 月 7 日 (月) 1 8 時 開 会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 2 階 4 号 ・ 5 号 会 議 室

1. 開 会

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第2回札幌市次世代育成支援対策推進協議会を開催いたします。

私は、当協議会の事務局を担当しております子ども未来局子ども企画課の中川と申します。よろしく願いいたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況についてでございますが、磯野委員、富田委員、中島委員、森本委員、山田委員からは欠席する旨の、品川委員、鈴木委員からは遅参する旨のご連絡をいただいております。

なお、本協議会は公開となっておりますことをご報告させていただきます。

次に、配付しております資料の確認をさせていただきます。

資料1は、計画書の構成（案）です。資料2のA3判の縦長の資料は、後期計画に掲載する事業のうち、重点を置くものとした事業の一覧を掲載しております。資料3は、今回の協議会の中心となる個別の計画事業を掲載した計画書案です。資料4は、計画書が完成し公表されるまでのスケジュールでございます。本日、主に使用いたしますのは資料1、資料2、資料3の一部です。他の資料については、次回、9月15日の協議会でご説明することになります。

なお、資料5として、前回の協議会の議事録概要を添付しておりますので、これを随時参照しながら協議を進めていただければと思っております。

なお、きょうの会議の終了時間は8時を予定しておりますが、協議の進行ぐあいによりましては延長することにつき、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、これからは金子座長に議事の進行をお願いいたしますが、皆様の席にマイクを置いてございます。皆様のご発言を録音して議事録を作成する関係から、ご発言の際には必ずマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは、金子座長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

金子座長

皆様方、ご苦労さまでございます。

今のお話のとおりでございますが、本日の議題については次のとおりになっております。次第が本日と次回の分の両方がお手元にあると思っておりますので、ご確認ください。

それではまず、議題（1）として、前回の協議会の協議内容と本日の協議事項について事務局からご説明を願います。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

座ったまま失礼させていただきたいと思っております。

前回の協議会から3カ月たっていることをごさいます、きょうの協議の目的を明確にするためにも、まず、前回の協議内容を簡単にご確認させていただきたいと思っております。

前回、6月10日に開催いたしました協議会では、前期計画の評価を踏まえた後期計画の策定方針及び施策の体系について協議していただき、多くの意見をいただいたところです。

前期計画につきましては、市民の意識として、子どもを生き育てやすいまちであると感じる割合の増加や、子育てへの不安・負担感の軽減が見られることから、一定の評価ができるとしながらも、新たな課題などを踏まえて、後期計画では特に子どもの権利の尊重、働きながら子育てできる社会づくり、すべての家庭を視野に入れた取り組みの推進、社会的擁護、障がい児、

ひとり親等、個別の事情に配慮した特別な支援といった観点から、基本目標を五つから七つに再編してございます。

協議の中で多くの意見交換がなされましたけれども、主に3点ございました。

1点目は、このプランの目的と合計特殊出生率との関係性です。これについては、子どもを増やすことのほかに、子どもの育ちへの配慮も必要なこと、行政の役割としては条件整備的な施策を構築することであるといった意見が出されてございます。

2点目は、待機児童と保育サービスに関することであり、休日の保育や病児保育の必要性や保育の質の問題について意見が出されました。

3点目は、経済的な支援についてです。市民からのニーズが高い分野ですが、委員の皆様方からも、保育料や手当のこと、子どもに直接的に支援が届く教育費の軽減等について意見をいただいております。資料5のとおり、ほかにも多岐にわたるご意見をいただいております。私どもが個別の計画事業を検討するに当たり参考にさせていただいたところでございます。

次に、今回の協議内容についてご説明させていただきます。

前回の協議会以降、皆様方の意見を反映させながら、各部局に個別の計画事業を検討していただき、個別事業を掲載した部分の計画書案を作成いたしました。これを資料3にまとめてあります。

今回の協議会では、主にこの計画書案について協議していただくこととなりますが、さきにご案内しましたとおり、本日は基本目標1から3まで、次回15日には基本目標4から7までを協議していただくこととしております。

また、計画書全体のイメージを共有した上で協議していただくため、この後、議題(2)として計画書全体の構成案についてご説明したいと思います。

なお、本日と15日の協議会が終った後、いただいたご意見を踏まえて計画書を修正いたします。また、今回お配りした案には目標数値が入っておりませんが、現在、財政部局と調整の上、目標数値を検討しているところです。11月12日に予定しております第4回の協議会では、計画書の他の部分とあわせて各事業の目標数値を掲載した計画書全体をご確認いただく予定でございます。

このように、今回は、個別の事業が記載された計画書を記載していただくこととなりますが、協議いただくに当たり、前回の協議会でも話題に上ってございました札幌市の予算状況について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

皆様もご承知のとおり、札幌市の財政状況は大変厳しく、今後も税収の伸びが見込めないことから、市全体の予算額はほとんど増えないことが予想されます。全体の予算の中で必ず支出しなければならない生活保護費などが占める割合も多く、札幌市が任意に用途を決めることができる範囲が限られているのが実情です。そのような中で、ここ数年、札幌市は子ども関連の予算を増額してきており、市全体に占める子ども関連予算の割合も伸ばしているところです。後期計画においても、必要な施策には可能な限り予算を配分できるよう努めてまいります。このような財政状況を踏まえると、提案された施策すべてに多額の予算を配分することは難しい実情もございます。したがって、必要な施策であってもある程度の優先順位を考えながら事業構築しなければなりません。

いろいろなご意見があろうかと思いますが、こうしたことを念頭に置いて議論を進めていただくとありがたく存じます。

以上でございます。

金子座長

どうもありがとうございました。

前回の協議の確認と、本日の協議内容について、そして予算の問題と3点にわたってお話がありました。ただいまのご説明に対してご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、特にないということでございますので、議題(2)後期計画の構成案についてに移らせていただきます。ご説明をお願いします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

資料1に沿ってご説明いたします。

計画書の本文は第1章から第4章までとなり、最後に参考資料を添付する形となります。

第1章は、計画の策定に当たってと題しまして、策定の必要性、計画の目的、計画期間、計画の対象、策定の体制、札幌市が策定している他の計画との関連性について記載します。

計画の目的については、子どもを生み育てる市民の不安や負担が軽減され、生まれた子どもが豊かに育つ環境を整備して、子どもを生み育てやすいまちを実現することで少子化の改善を図っていくという目的を明記し、そのような観点から子ども及び子育て家庭に対する施策を中心に、幅広い分野を対象にすることを説明します。

また、計画の対象には、前期計画と同様に、すべての市民が参画する計画であることを明記することで、社会全体で支援するという方向性を明確にします。

次に、第2章の後期計画の考え方ですが、主に前回の次世代育成支援対策推進協議会で提示した内容である前期計画の評価、札幌市の現状、札幌市が現在重点的に取り組んでいる子ども施策の現状を踏まえ、後期計画の枠組みと施策体系を記載することとなります。

前期計画の評価及び札幌市の現状の記載については、前回の協議会でご指摘をいただいたとおり、子育て世代である20代、30代がどのような不安感、負担感を抱え、行政に対してどのような支援策を望んでいるのかについて特に意識して記載することとします。続いて、第3章の具体的な施策の展開は、個別の事業を掲載する部分であり、今回、資料3としてお配りしたものがこれに当たります。

第4章は、計画の推進と評価ということで、計画を実効性あるものとするために、市役所内部で、また市民や関係する機関とどのような取り組みをしていくのかについて記載するほか、年度ごとの評価をどのようにしていくのか、評価の際に当事者である子育て家庭や子どもの視点をどう反映させていくのかについて記載します。

付属資料として、前回と同様、計画の策定経過、推進協議会の概要のほか、計画を策定するために参考とした保護者対象のニーズ調査や、子どもの意見、12月に実施するパブリックコメントに寄せられる市民の意見を掲載することとしています。以上が現段階で想定している計画書の構成となります。

金子座長

ありがとうございました。計画書の構成案についてのご説明でございました。

ただいまのご説明に対してご意見、ご質問はございませんでしょうか。

基本的には前回と同じようなことを申し上げていると思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、きょうの中心となります第3章、議題(3)を取り上げたいと思います。

基本目標ごとに協議していきますので、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

資料3に基づいて説明を進めさせていただきますが、個々の説明の前に第3章全体の概要を

ご説明いたします。

第3章の事業の掲載方法について、まず、前期と大きく変わった点をご説明いたします。

前期計画では、すべての事業を並列列記しておりましたが、計画全体としてポイントが見づら構成となっておりました。後期計画では、計画全体の方向性をより明確にするため、基本目標の趣旨をより反映した事業を重点項目として設定し、他の事業よりも大きく取り扱うこととしております。なお、重点項目につきましては、資料2に一覧をまとめてありますので、こちらをご参照ください。

資料3につきましては、まず、表紙に記載しておりますように、基本目標ごとに、初めに課題と方針として、今後重要となる課題と事業を展開していく上での方針を記載した上で、各目標の重点項目を説明し、その後で基本施策と個別の計画事業を掲載する形となっております。

次に、計画事業の数についてお伝えいたします。前期計画では、平成20年度時点で222事業となっておりますが、後期計画では現在のところは204事業となる見込みでございます。これは、計画全体の分かりやすさなどを考慮しまして、類似の事業をまとめて記載するなどしたことによるものでございます。

それでは、基本目標1の説明をいたします。なお、すべての項目をご説明することは難しい状況でございますので、重点項目を中心に説明させていただきたいと思っております。

基本目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりでは、ことし4月に施行された子どもの権利条例の具体的な取組について掲載するほか、深刻な権利侵害である児童虐待を予防する取組を主に掲載しております。

1ページの課題と方針についてですが、子どもの権利が尊重される環境づくりを進めるためには、子どもや子どもを取り巻く社会全体が子どもの権利の重要性を理解する必要があります。これまでの普及啓発の取組の中で、子どもの権利条例を知っている子どもは増加しておりますが、今後もより一層理解促進に努めるほか、権利保障を進めるための具体的な取組を進めることが課題となっております。また、権利を侵害された子どもの救済申し立てに対応する子どもの権利救済機関の運営を引き続き進めます。

なお、2ページ左側のグラフの子どもの権利条約の認知度につきましては、対象を中・高生に限定して再度集計した結果を掲載しており、事前に送付した資料と変更となっていることをご了承いただきたいと思います。

次に、児童虐待の取組につきましては、前回の協議会で秦委員より児童相談所の業務量の多さについてご指摘があったことなども踏まえて、児童相談所がその役割を十分に発揮できるような体制強化について考えなければなりません。また、早期発見、早期対応のための関係機関等とのネットワークの強化や、虐待により死亡する子どもの多くが3歳児未満であるという実情を踏まえて、保健センターを中心とした母子への支援による虐待予防についても力を入れていく必要があります。

このような考え方に基づき、基本目標1における重点項目として四つの事業を定めました。

重点項目1は、子どもの権利保障の仕組みづくりです。子どもの権利委員会開催や権利を推進する計画の策定などにより、子どもの権利を保障する枠組みづくりを進めることとしました。

重点項目2は、児童相談所の体制強化です。札幌市の児童相談全体の体制の中での児童相談所のあり方を検討し、ハード面、ソフト面の必要な整備を行うとともに、区や関係機関との連携強化を進めていくこととしています。

重点項目3は、要保護児童対策地域協議会です。既に設置している協議会ですが、より効果的なネットワークを目指し、協議対象者の拡大を図っていきます。また、区単位で設置している区要保護児童対策地域協議会との連携のもとに、地域単位、全市単位で子どもの安全を守る

体制づくりを進めていくこととします。

重点項目4は、母子保健訪問指導事業です。これは、妊産婦や新生児等に対して保健師、助産師による訪問指導により児童虐待予防に努める事業ですが、今後は支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進めていくこととしております。

以上が基本目標1の説明になりますが、この基本目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりに関しては、現在、庁内で議論がございまして、ここに盛られた内容が権利の救済の視点に重きが置かれた記述になっておりますことから、子どもの権利の本質であります自立した社会性のある大人へ成長する権利を実現するための施策、あるいは考え方、平たく言いますと、きちんとした大人になるための環境整備に関する考え方、子どもの権利に関する理解促進、子どもの参加に関する考え方、こういったことも盛り込んでいきたいと考えております。

これに関しましては、今提示されております基本目標1の内容に付加されるものでありますので、他の個別の基本目標に直接影響するようなものとはいたしませんので、11月の協議会までに、別途、考え方を提示させていただきたいと考えております。以上でございます。

金子座長

ありがとうございました。4点のご説明でございましたが、重点項目としても非常に重要なものばかりでございます。委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

新しいものとしては、権利の保障の仕組みづくりと児童相談所の体制強化が強調されているところでございます。いかがでしょうか。

秦委員

課題と方針というところで、基本目標1が子どもの権利を尊重する社会づくりですから、文章の中で言うと、権利についての取組の部分で言うと全体の5分の2くらいのボリュームになるのでしょうか。残りの5分の2くらいは虐待に特化しています。基本的に子どもの権利を尊重するというところで、権利条例も策定されていく中で言うと、権利に対して札幌市がどう取り組んでいくのかということについて、より積極的に、方向性を示すような文言が盛り込まれた方が今後の権利条例の制定以降、どのような方向に向かっていくのかが示されやすいというか、市民にとってわかりやすいような気がします。

そういう意味で言うと、ちょっとボリュームが少ないような気がしています。後半部分は、どちらかというと虐待の予防防止に対する札幌市の取組的な文章が多くなっておりますので、子どもの権利を尊重するまちづくりということが基本目標1のテーマであれば、そこはもう少しあってもいいと思います。重点目標でも、子どもの権利保障の仕組みのところがあったと思いますが、もう少し具体的に札幌市の子どもたちが自分らしく生きていくとか、子どもとして生存を守られていくとか、どのような形で札幌市民が参加していくのかというあたりが具体的に見えてくる必要があると思います。

それから、重点項目3で言うと、要保護児童の対策協議会ですが、要保護児童の対策協議会ですから、基本的には社会的に保護を必要とする子どもということで、社会的養護という概念なのかと私は受けとめています。これだと、虐待をする子どもの早期発見ということになりますから、従来の虐待予防防止ネットワーク会議的な機能で名称だけ変更したようなとらえ方をせざるを得ません。そうではなくて、社会的養護を必要とする子どもたちを、要保護児童対策協議会の中で、セーフティネットの中できちっと救済していくということです。結局、ここが虐待の入り口になっているわけで、社会的養護を必要とする子どもたちに対する政策をきちんとしていかないと、結局、その子どもたちを放置することによって虐待が生じて初めて始動するということにつながっていくと思います。この辺については、文言としては、被虐待児童の早期発見ということだけではなく、社会的養護を必要とする子どもについてのとらえ方を札幌

市としてどのように示すのかについてお伺いしたいと思っております。

金子座長

二つのご意見がミックスされていたと思います。一つは、先ほどの説明の中で、後半に触れられました権利の救済という観点の部分が少し多いので、積極的に子どもが社会的にかかわれるような社会づくりをもっと具体的に書いたらどうかということですね。

まず、そこについて、事務局の方でいかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

子ども企画部長の大古です。ただいま秦委員からありました視点は、まさにおっしゃられたとおりでございます。冒頭の説明にもございましたけれども、そういう面を少し膨らませるといふか、つけ加えてきちんと、おっしゃられた趣旨が盛り込まれるように、今、庁内調整を進めているところでございますので、11月の協議会までにきちんとまとめて、また皆様にご提示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

金子座長

恐らく、基本目標2以降も、今、秦委員がおっしゃったようなことが関連して盛り込まれるのではないかという気がしますが、まず、第1の基本目標にはもっと積極的に書いてくれということだろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、重点項目3についてのご意見でございますが、これについてはいかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

児童相談担当部長の川勝と申します。

要保護児童対策協議会についてですが、現時点では虐待に特化した形で進めさせていただきまされども、やはり、要保護ということになると、そちらの方も当然やっていかなければならない部分があります。今回、こういう文章にさせていただいてはいますが、社会的養護についても、今後、取り組んでいく方向が将来的には必要ではないかと考えております。その辺も、私どもの方で検討させていただきたいと思っております。

金子座長

よろしいでしょうか。

秦委員

はい。

金子座長

ほかに、関連のご質問その他ございますか。丸山委員、お願ひします。

丸山委員

今の基本施策2の一覧表を見ているのですが、重点項目4がここに入っていますね。母子保健訪問指導事業が、これは虐待の流れで入っている考え方なのでしょうか。これは分類の仕方なのか、基本施策2の中の重点項目4の位置づけをちょっと疑問に思います。これは、次の基本目標2の基本施策3と内容が非常に連動してくるような気がします。基本目標1の基本施策2の重点項目4に母子保健訪問指導事業を位置づけてしまうと、この内容が非常に狭い意味でとらえられるのです。その点を非常に疑問に思います。

金子座長

今のご質問はよろしいでしょうか。目標1の中に入れると狭くなるのではないかと、同じような訪問をしても、虐待の予防という位置づけでしかないのではないかとのご心配も感じられますが、いかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

保健所母子保健担当部長の服部と申します。私からお答えさせていただきます。まず、基本

目標1の重点項目4に上げておりますけれども、国が21年4月から児童福祉法の一部を改正された中に、この乳児家庭全戸訪問事業が位置づけられております。虐待の発生予防という観点もあり、ここに掲載させていただいておりますが、次にご説明させていただきます基本目標2、すこやかに子ども産み育てる環境づくりの基本施策3「子どもと母親の健康を守る取り組み」の中の「親を対象とした相談・指導」の事業としても再掲させていただいております。

金子座長

つまり、同じものがもう一回出てくるということですか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

そうです。

金子座長

それについて、丸山委員、いかがですか。

丸山委員

私は、この資料2を拝見しながら言っています。

金子座長

縦長のA3判ですね。

丸山委員

4とするところは理解した上なのです。この考え方もわかるのですが、母子保健訪問指導事業は、今のお答えでは、基本目標2の中の基本施策3あたりと連動するのでしょうか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

母子訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問指導）は基本目標1の基本施策2の育児不安を抱える家庭への支援と基本目標2の基本施策3の中の事業として位置づけをしております。

丸山委員

再度、位置づけされているということですね。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

両方の側面からです。

丸山委員

すべて見ると出ているということですね。これは、部分的に取り上げているのですか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

資料の計画書の8ページをごらんいただければと思います。8ページの2段目の親を対象とした相談指導というところの上から2番目に事業を位置づけております。

丸山委員

そのように幾つか重なるので、どこかに大きくのっかっていますが、全部見ると同じ事業が幾つかにまたがって掲載されるということですね。わかりました。ありがとうございました。

金子座長

同じ事業がもう一回出てきておりますので、そういうご理解ということですか。

ほかにございませんでしょうか。

高荷委員

重点項目2の児童相談所の体制強化という項目がありますが、いわゆる権限強化との絡みはどんなふうになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

権限強化については従来どおりという形になりますけれども、児童相談の体制強化というのは、確かに今は虐待や相談件数がかなり増加しています。その中で、児童福祉司、心理判定司、いわゆるソフト面で充実を図っていかなければいけないという形になっております。あくまで

も法的にどうのこうのというのは、現状のままで進んでいかざるを得ませんが、これで児童福祉法がまた改正になれば、そういう方向で変更していかなければいけないと思っております。

高荷委員

過去の例などで見聞きする限りにおいては、その辺がかなり大きな問題になっているのではないですか。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

子どもとしては、過去の問題を踏まえて、基本的にやるべきものはやっていかなければいけないということは認識しておりますので、法的根拠でそれをしていかなければいけないということは十分に認識しているつもりであります。

母坪委員

基本的な質問で申しわけないのですが、子どもの権利という言葉がたくさん出てくるのですが、札幌市として、子どもの権利としてどういう権利があるか、基本的人権のようなものですが、子どもにはどういう権利があるということを前提としてこのプランをつくっていくことが重要だと思うのです。例えば、健康に生きる権利とか、そういう具体的なことを上げた方が、だから、このように基本目標2以下のプランができてきているということがはっきりすると思います。子どもたちも、子どもの権利と言われても、僕たちに果たしてどういう権利があるのかということは漠然としていてわかりづらいと思います。これは、どこかに書いていて、私が読んでいないのかもしれませんが。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

子どもたちの部分につきましては、学校の授業で使えるように一定学年で全員にパンフレットが当たるように配慮されています。それは個別に子どもたちに教えていくことになるのですが、一般的に札幌市において子どもの権利と言っていた権利条例上に21項目の権利を定めております。平たく言うと、生きる権利という大きな話とか、参加する権利という一般的な話をするのですが、札幌市独自でということになりますと、子どもの権利条例第3章にずっと21項目並べておりますので、この権利を具体化するための取り組みを進めていくとともに、広報普及、子どもたちを初め、大人たちにもその辺を理解していただく取り組みを進めていくということが基本になります。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

伊藤委員

基本施策のところの質問と意見です。まず、3ページの施策1の1-3、子ども議会のことについてです。私は、子ども議会の子どもの募集の仕方は詳しく知らないのですが、これは意見として提案したいと思います。札幌市の小・中学校には児童会とか生徒会などがありますので、そこには他校と交流を持ちたいと欲する学校も幾つかあると聞いております。児童会とか生徒会の他校との交流が定期的に行われているかどうかは把握していませんが、せっかくある児童会、生徒会の活動を盛り上げていく上で、それを積極的に活用して、その中でそれらの代表やプロジェクトの人たちが議会にも参加できるような流れの仕組みもつくっていただければということ意見を意見として申し上げたいと思います。

それから、3ページの施策2のところに地域協力員に関してですが、地域協力員は、講習を行って協力員に認定されるわけですが、その後のフォローに関して、私の把握するところは、特段、情報が新たに提供されるとか、講習が何度か行われるとか、ネットワークとして交流があるということが特に感じられません。今後、これをより強化していくということであれば、講習を行って協力員をふやすだけではなくて、その辺との情報の交流やネットワー

クをもっと積極的にやっていただきたいという考えを持っております。

それから、4 ページの一番上の児童家庭支援センターが夜間、休日も行うという点に関して、秦委員が詳しいかと思いますが、私の知るところでは、非常に多忙な業務に追われているというのは前回のお話があったとおりで、特に夜間などは、家庭支援センターの職員だけではなくて、児童養護施設の職員もかかわりながら、非常に多忙な日々を送っているというふうに個人的には認識しておりますので、この辺の対策を強化して進めていただきたいと思います。

それから、これは質問ですが、1 - 2 - 5 の要保護児童対策地域協議会に関しまして、これは厚労省の通達に基づいて行われているものだと思いますけれども、私の認識するところ、この活動がどういう状況まで進んでいて、どの段階にあるのかということがよくわかっておりません。ネットで検索してもなかなかひっかからなくて、取り組みの状態や、どういう方々がかかわって、どういう話し合いが行われているかということが現段階でよくわからないものですから、もし公開可能なものであれば簡単にご説明していただきたいと思います。それから、ここをネットで見れば見えますというものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、4 ページの1 - 2 - 8 の家庭訪問等による育児支援とあります。先ほど、2 ページの重点項目4 にあります乳児家庭全戸訪問事業に関わるところだと思いますけれども、特に児童虐待と絡めて、児童虐待が行われないように保健師さん等が訪問して指導するということに関わってくると思いますが、私を知る限り、実際に保健師さん等が児童虐待が行われている可能性のあるお宅へ訪問してお話などができるのが望ましいのですが、実際には、そういう家庭こそ、中に入れてもらえなかったり、居留守を使われたり、会えなかったり、実際の保健指導ができないという例を複数聞いております。ここを強化するというのであれば、本当に会って指導してあげたい家庭にどうやって指導できるのかというところをきちんと準備しておかなければ、やったけれども、たまたま本当に指導したい人たちに会えなかったという結果になってしまうのではないかと思いますので、その辺の対策が必要かと思っております。

それから、最後にもう一つ質問ですが、1 - 2 - 9 のコンセンサスのプログラムの提供に関してです。これは、児相の方で把握している育児不安を抱えている人に限り、このプログラムを提供するという押さえでよろしいでしょうか。

金子座長

六つのご意見とご質問です。最初の三つはご意見ということでよろしいですか。

伊藤委員

はい。

金子座長

回答が必要なのは、4 ページの1 - 2 - 5 要保護児童対策地域協議会の中身です。それから、1 - 2 - 6 の妊婦支援相談事業をもっと具体的なレベルでどういうふうにするのかということと、最後の1 - 2 - 9 の育児不安保護者支援事業の問題です。以上の三つについて事務局からご回答をお願いします。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

それではまず、要保護児童対策地域協議会につきましては、私どもとしては、平成20年4月1日の法律の改正で、児童福祉法に基づいて、本市の現状を分析しつつ、実効性のあるものとして、とりあえず今は児童虐待に限定して協議会を設置しております。これは、3層構造となっております。代表者会議と実務者会議と個別ケース検討会議という形でやっております。代表者会議についてはそれぞれの関係機関の代表者、いわゆる要保護施設の代表者に出てきていただいて、私ども市の関係の部局が集まってやっております。その下に実務者会議があるのですけれども、これは私ども虐待の方でこういうケースがありますということで、3カ月に1

回ほど提起をしております。それから、個別ケース検討会議というのは、その都度という形で行っておりまして、虐待にどう対応していくかということを検討しております。

ただ、これは区にもありまして、今回、対策本部から一元化をしろということで、7月末までに各区に同じような要保護児童対策地域協議会を設置しました。その中で、今までは守秘義務がいろいろな形でネックになっていましたが、基本的に関係機関はそういう情報を得て、お互いに情報を共有して、その中でケースについて何とかしていこうという形で進めています。

これは、今は虐待に特化していますが、要保護ですので、当然、いろいろな問題を抱えているということは将来的にやっていかなければいけないと思っているところでございます。それから、ホームページには出ていないそうです。申しわけございません。

金子座長

あと二つの件でございますが、いかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

訪問指導事業の関係でございますが現状としては92%くらいの乳児家庭に訪問しております。

今後については、赤ちゃんが生まれてから対応するのではなくて、妊娠届書を保健センターで受理しておりますけれども、育児に不安をお持ちのお母さんや病気をお持ちの方に、妊娠届書を提出していただいた時点から保健センターとしてかわりを始めていきたいと考えています。今後は、4ページの1 - 2 - 6にある妊婦支援相談事業を新たに立ち上げまして、それと母子保健訪問指導事業を連動させて進めていきたいと考えてございます。

金子座長

最後のコモンセンスはいかがでしょう。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

その前に、児童虐待予防地域協力員の養成ですが、確かに、委員の言われるとおり、研修は行って人数的には増えているような状態です。その後のケアをどうするのかというご指摘を受けましたけれども、一応、パンフレットや虐待のガイドブックなどをもって研修を行っている次第です。その後のケアは、幾分、人数が多いものですからなかなかできないということでもありますので、地域協力員をどういうふうに生かしていかなければいけないかということは今後検討させていただく形にします。

コモンセンス・ペアレンティング・トレーニングですけれども、19年度で申しわけないのですが、実際に10名ほどの親子がかかわっております。子育てに不安を抱えている保護者や、虐待的なかわりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、子育てのプログラムを提供し、子どもの行動の対処法等を適切に学んでもらうということをやっております。ただ、保護者がそれをやってみたいと言っていたかかないことにはなかなか難しいので、そのケース、ケースにのっとって、この家庭については、保護者に対してこういうものがありますから、そういうものをしませんかと言うと、実際にやってみたいという親がいますので、そういう場合には、計画を立てて、私ども職員が実際に研修を受けて、それに対応している状態です。

今後、そういうことを子育ての面でやっていかなければいけないことは十分認識しておりますので、そういうケースがあれば、どんどん増やしていきたいと思っております。

金子座長

よろしいですか。

伊藤委員

ありがとうございました。

金子座長

それでは、時間の関係もありますので、次の基本目標2のご説明をいただきたいと思っております。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

基本目標2は、資料3の5ページです。基本目標2、健やかに子どもを産み育てる環境づくりでは、主に母子保健や思春期の健康づくりに関連する事業を掲載しております。

課題と方針では、安心・安全な出産ができる体制を目指した周産期の医療体制の必要性や、妊娠期からの一貫した相談体制の必要性に触れています。

また、昨年度、外部の有識者による産婦人科救急医療対策協議会が検討された内容に基づき、妊婦健診を十分に受けずに出産に至ってしまう未受診妊婦を減らすための普及啓発を推進していくことを記載しました。さらに、不妊で悩む夫婦に対する支援や、生まれてきた子どもが健やかに育つことを目的とした事業も引き続き進めていく必要があります。このような課題に基づき、五つの重点項目を設定しています。

重点項目5は、未受診妊婦の防止、解消に向けた普及啓発事業です。未受診妊婦をなくすための普及啓発事業を平成23年度まで集中的に実施する予定です。重点項目6は、妊婦支援相談事業です。保健センターにおいて母子手帳交付時に保健師等が面接し、必要な場合には継続的に家庭訪問等を実施します。このように、妊娠初期から一貫して支援できる体制を目指すことで、妊娠、出産への不安軽減を図ります。重点項目7は、不妊治療支援事業です。前期計画に引き続き、不妊治療にかかる費用を助成することで、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。重点項目8は、産婦人科救急医療運営事業です。前期計画に引き続き、産婦人科救急情報オペレーター業務により、医療機関の空きベッドの状況を確認して搬送依頼に迅速に対応するほか、救急電話相談により妊婦の不安を解消する取組を進めます。重点項目9は、乳幼児健康診査の充実です。これまでも、未受診の児童をなくすために取り組んできましたが、引き続き、未受診者の状況確認について強化を図ります。また、3歳児健診にて新たに聴覚障がい早期発見体制を強化する予定です。なお、前回の協議会で母坪委員からご意見のありました3歳児健診から学校入学までの間にもう一度健診の機会を設ける件につきましては、現在においても乳幼児健診のスクリーニング機能と相談体制の強化を図っている中で有効に機能しており、5歳児のほとんどが幼稚園または保育園に通っていることから、それらの機関との連携を充実し、保護者などが支援を求めた場合には、3歳児以降であっても健診や相談支援を実施することで対応していきたいと考えております。以上で基本目標2の説明を終わります。

金子座長

ありがとうございました。生み育てる環境づくりということで五つの重点項目を説明していただきました。委員の皆様方、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

丸山委員

きちっとまとまっていないのですが、重点目標5あたりが未受診妊婦の防止ということで、具体的な内容がどのようなことを考えているのかなということをお聞きした上で、やはり、これはもっと前になります。妊娠してしまって届けてもらえていないので、さかのぼって、もっと前になります。未婚女性になるかもしれませんが、あるいは思春期のころの性教育の中に取り入れるのかもしれませんが、その辺の具体的な中身が見えないでお聞きしているための質問かもしれませんが、未受診妊婦をなくすための普及事業としては、思春期あるいは未婚女性に対する文言を加えていただいた方がいいと思いました。

金子座長

それについては、今、説明の中にありました有識者等による札幌市産婦人科救急医療対策協議会という本年3月に終わったものがありまして、そこで今のご指摘はかなり議論して、具体策をつくって提言もしておりました。それについて、保健所の方からお願いします。

事務局（保健福祉局 飯田医療政策担当部長）

保健所医療政策担当部長の飯田と申します。今、金子座長からもお話がありましたとおり、札幌市の産婦人科救急医療対策協議会というところで、重点項目8の救急についてもあわせて協議をしてきたところでございますが、そこで最終的なご提言をいただいた中で、未受診妊婦の解消が根本的な対策の一つになるであろうということで、こういうことの普及啓発を進めていくべきであるというご提言をいただいたところでございます。その事業としては、21年度から22年度、23年度という3カ年を予定しておりまして、その中で、妊娠をしたら確実に健診を受けて、より安全に元気な赤ちゃんを産んでいただくということを目標として啓発事業を進めていこうと考えております。

ただ、先ほど委員のご指摘もありましたとおり、その対象だけではなくて、もっと以前、今後そのような対象になるであろう若い世代の方々に対しても、妊婦になれば健診を受けてリスクを下げた形で出産まで過ごしていこうということを、もっと若い世代から教育、啓発していく必要があります。そこについては、妊婦に限らず、まずは広い対象を設定しまして、それぞれの対象に応じた啓発の仕方の検討を進めているところです。

さらに言えば、そういった対象だけではなくて、そういう方々をサポートする社会全体がこういうことに対する重要性を認識していただけるような、それを目的とした啓発事業もあわせて進めていきたいと考えているところでございます。

したがって、この中では確定的な事業の内容まで踏み込んだ記述にはなっておりませんが、基本的な目標は未受診妊婦の防止解消に向けたということでございますが、多様な対策を効果的に組み合わせたいと考えているところでございます。以上でございます。

金子座長

丸山委員、よろしいでしょうか。

丸山委員

わかりましたが、この具体的な事業にはまだ起こされないもので、やれる可能性の高いものしか重点項目の説明の中に置かないということですね。

事務局（保健福祉局 飯田医療政策担当部長）

そうですね。

丸山委員

例えば、それを課題と方針の中にさらっと入れるということは可能でしょうか。その方がいいと思います。何か、目先の同じことをただ繰り返しているような気がしますので、先の方向性がある今の事業という方がいいと思います。具体的に落とすときはそれでいいと思うのですが、ちょっと気になりました。

事務局（保健福祉局 飯田医療政策担当部長）

もう少し検討させていただきたいと思います。

金子座長

ほかにありますか。小川委員、お願いします。

小川委員

基本目標のところに生み育てる環境づくりと書いていますけれども、これは、第1子の初めてのお子さんでということでは、すごく不安で、いろいろなことが手厚く書かれているのですが、やはり、生み育てていくたくさんのお子さんたちが増えていくことを目標とするのであれば、環境づくりのところでは、長男とか長女とか上の子どもたちの環境づくりという面は、ほかのところでも出てくるのでしょうか。ここは同じだと思うのです。環境づくりのところでは、第1子の初めて妊娠するお母さんとかお父さんの悩みとか、初めてのところはすごく手厚く書

かれていますのでけれども、環境というふうになると、すべての子ども、兄弟も含めてという形になると思うのです。その辺も整えて、1人だけではなくて、2人、3人と産み育てていく環境をつくっていくということもどこかに文言が入るとさらにいいのではないかと思います。課題と方針を読ませていただいて、基本目標の言葉を見たときに、そういう率直な感想があったのですけれども、いかがでしょうか。

金子座長

「初めての出産を控えた」というところを、少し修正したらどうかということでしょうか。

小川委員

初めての出産だけではなくて、第2子、第3子と子どもが増えていくところで、そこが環境づくりのところでは、第1子のところは、母親がいろいろなことに手配しながらやっていけば進められるのですが、2人目、3人目になっていくと、例えば年子で産んだときの1歳児をどうするかというお母さんたちの切実な声が聞こえるものですから、そういう環境づくりにも配慮した言葉があると、さらにお母さんたちも、親御さんたちも、生み育てるところでは手厚い札幌市だと感じるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

ありがとうございます。確かに、ここに「初めての出産を控えた夫婦」という表現がございます。今おっしゃったことはそのとおりだと思いますので、表現、文言等を再度整理させていただきたいと思います。

高荷委員

関連していいですか。今、不安や悩みということで書かれているわけですが、不安や悩みは第2子、第3子を云々というのはそのとおりですので、ぜひ書き加えをお願いしたいと思いますけれども、不安や悩みの背景になっているものが、知識の不足だけではなくて、経済的な背景とか、晩婚化、未婚化といった社会現象との絡みとかが、不安や悩みを増幅しているということが言えるのだらうと思っております。最近、その辺は特にひどいわけですが、経済環境の悪化がそういう面に及ぼす点についても、課題と方針の中で取り上げるべきではなからうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 飯田医療政策担当部長）

今おっしゃっていただいたように、いろいろな背景があると思いますので、それは直接的なこと以外にも理由があるということは明示をしていきたいと思えます。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

加えさせていただきますと、この後に基本目標4で、すべての家庭の子育てを支援するしくみづくりというところがございます。その中で、経済的な支援の取り組みという部分もございます。私どもとしては、その辺で整理をさせていただいているところです。

高荷委員

私の見方が違うのかもしれませんが、私は、基本目標1、基本目標2から7まであるわけですが、1と2以下との重みの違い、基本目標の設定の仕方がちょっと違うのかなと思うのです。例を申し上げますと、基本施策1の安心して妊娠・出産ができる体制づくりというのが基本目標2であっていいのではないかと。その基本目標2の健やかに生み育てる環境をつくることによって安心して妊娠・出産ができる、基本目標3の働きながら子育てができる社会をつくることによって安心して妊娠・出産ができる、基本目標4のすべての家庭の子育てを支援する仕組みができることによって安心して妊娠・出産ができる、さらには、子どもが豊かに育つ環境づくりによって安心して妊娠・出産できると。そのように考えていくと、大きな基本目標としては、1の権利の問題、2の安心して妊娠・出産できる、3が今は基本目標5になって

いる特別な配慮を要する子どもを支える仕組みづくり、そして、最後の基本目標7が基本目標4でいいのではないかという見方をしていたのです。そういう中で、今の経済問題との絡みはそのところで説明がなされてくれば理解しやすいと思います。そんな思いでいたのですが、いかがでしょうか。

品川委員

私も後ほど申し上げようと思っていたのですが、同感のところがあります。というのは、大項目と小項目がちょっとごっちゃになっている印象を受けています。例えば、最初の子どもの権利を尊重する社会づくりのところ、ここでは大きくは基本施策が二つになっていますけれども、後で出てきます子どもが豊かに育つ環境づくりというのも子どもの権利だと思うのです。その辺のところ、大きく言えば、これは子どもを育てる子育てと、ちゃんと豊かに育っていくという子育ての部分と、大きく言えば二分されると思うのですが、その出方が、子どものことが出てきて、子育てのことが出てきて、子どものことが出てきてというふうになるので、一般にわかりにくかったり、子どもの権利というのはこのほかに何かあるのかという素朴な疑問につながっていくのかなと思います。これ自体がまずいということではなくて、これをもうちょっとうまく整理して並べると理解しやすいかなと思っていました。

金子座長

ありがとうございます。ほかにありませんか。小川委員、どうぞ。

小川委員

似ているところがあるのですが、ずっと読んでいくと、同じことがすごくリンクしているなと感じる部分が随分あります。生み育てる環境づくりのところも、基本目標4の仕組みをつくっていくということで、子育てを支援するちあふるや支援センターなどの充実を図ると書いてあるのですが、それも環境づくりと似ているところがあって、すごくイコールになっているところがあります。先ほど丸山委員も言っていたように、ほかのところでも先ほどの項目が出てきたり、リンクするところがすごくあるので、一つにして読みやすい方法、わかりやすい方法がないのかなと思います。読み込まないとなかなかわからないところがすごくあります。昨年度よりは見やすい項目に分けているけれども、リンクしている部分がすごく多いというのが率直な感想です。

金子座長

ほかにありませんか。伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

また幾つかあります。まず、5ページの未受診妊婦の問題と、重点項目8の「産婦人科救急医療機関の空きベッド状況を確認して搬送依頼に」というところを絡めて、質問と意見があります。未受診妊婦がたくさんいるという問題は把握しておりまして、なおかつ、空きベッド状況を確認して搬送するというのも実際にやられていることは把握していますが、私の勘違いでなければ、未受診妊婦が救急車等で運ばれて病院を探す場合に、受け入れ拒否の実態があるという認識でおります。その辺の実態がどうなのかという質問です。また、もしそうであれば、未受診妊婦がたくさんいる現状においては、その受け入れを拒否するのではなくて、実際に受診していなくても受け入れる体制を強化してほしいという意見です。

それから、8ページの病気や事故の予防というところで、2 - 3 - 7の子どもの事故、予防、心配蘇生法の普及啓発というところに関してです。実際に区で啓発されていると思いますが、消防局の方々が来て実際の講習をしていると私は認識しておりますが、消防局の方々は、仕事の傍らでやられているということで、実際に緊急の出動の命令が出たら、一部の人を置いて一斉に職員がいなくなってしまう、少ない人数で講習を行う状況が多々あると聞いています。そ

れは仕事なので仕方ないのですが、実際に救護法を普及する上で専任のスタッフを置いてきちんとした体制で臨んでいただきたいという意見を申し上げたいと思います。

それから、9ページの2-4-2の思春期ヘルス事業のところ、学校教育と連携してというところですが、札幌市では残念ながら性感染症や中絶の問題がまだまだ非常に多いところです。特に、思春期の子どもたちが抱えている問題が多い実態にある中で、機関や団体によっては子どもたちに性教育をということを進んでいるにもかかわらず、学校現場においては、学校長等の判断で、例えば避妊具の使い方を学校内で講習するのはPTAからの反対もあるし、実際の性交渉を推奨するようなものだからという反対意見のもとになかなか進んでいない実態があると私は認識しております。この辺は学校現場とどのような形で連携していくのかということをお伺いします。

最後に、6ページの一番上の重点項目9、乳幼児健康診査の充実というところ、先ほど5歳児の健診に関して回答がありました。この点に関して、私は以前も質問させていただきましたが、今後も継続的に検討していただきたいのは5歳児の就学前の健診です。実際に学校現場では、学校に上がってから発達の障がい等が発見されて混乱するという報告を私は受けております。やはり、学校に入る前にチェックするところが必要です。お母さん、お父さん方に見れば、自分の子に発達のおくれがあるということを知って専門機関にかかるという行動にはなかなか移しにくい実態があります。ですから、これは定期的な健診の中で、みんなが受ける中で発見できることが一つ望ましいです。

それから、実際に発達の遅れが症状として現れてくるのは、3歳ではなかなか発見しにくくて、5歳くらいにならないとわからないという専門家の意見も幾つか聞いておりますので、やはり現状、スクリーニング等を充実させて行っているということではありますが、将来にわたって検討していただき、学校現場とも協議をしていただいて、就学前での時点での健診も継続して検討していただきたいと思います。以上です。

金子座長

4点くらいあったと思います。まず、未受診妊婦の救急車搬送の受け入れ拒否について、保健所の方からいかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 飯田医療政策担当部長）

まず、1点目の未受診妊婦の受け入れ拒否の件でございますが、結論から先に申し上げますと、現在、札幌市においては未受診妊婦の拒否はありません。その背景は、産婦人科の救急医療対策協議会の中で1年をかけて、そういう問題が中心となっていて、その解決策を探ってまいりました。結論的に申し上げますと、これまで確かに未受診妊婦の飛び込み分娩を受け入れる病院は、ドクターの精神的にも経済的にも非常に負担が大きかったわけですが、実際に発生している未受診妊婦をどこかが受け入れなければならないということがございます。札幌市の中で、特にNICU、小児科の集中治療室を持つ大きな病院の中で会議を持っていただきまして、その中で役割分担をしながら出てきた妊婦についてはどこかで受け入れるようにしようということでルールづくりをいたしました。

そこで、今は、毎日、受け入れができる病院を前もって探しまして、夕方までに未受診妊婦を含めて急変した妊婦を受け入れる病院を決めておりまして、救急隊やご本人から連絡があったときにはその病院が受け入れていただくという形で、今、何とか円滑に動いているところでございます。

金子座長

多分、未受診妊婦は450人くらいでしたね。札幌市では毎年14,000人くらい生まれるのですが、その中で未受診の方は450人くらいです。これを多いと見るか、少ないと見るかは皆様方

のご判断でございますが、いずれにしても、リスクは非常に高いということでございます。

母坪委員

未受診妊婦のことに关しまして、小児科医から一言意見を述べさせていただきたいのですが、けれども、本当に大変なのです。結局、産んでしまえばあとは小児科ということになりますので、何人が経験していますけれども、赤ちゃんはかなりひどい状態で産まれてきます。突然です。そこから小児科が働き出すわけですが、結局、N T T病院は未熟児も診ますが、重点的な治療となると、病院は本当に限られまして、市立札幌病院、道立小児保健センターくらいになってきてしまいますし、最終的にそこをお願いする形になっても、命を取りとめることも結構大変です。ただ、その状態でも親がいなくなってしまうことが多いのです。産んでいなくなってしまう。結局、亡くなったけれども、連絡先がないと。命は大切にしなければいけませんし、赤ちゃんは守られるべきなので、何とかしてあげたいのですけれども、そういうことを何人も経験していると、モチベーションはなかなか高まっていかないのが現実です。

ですから、重点項目5に産婦人科医師と小児科医師の負担というふうに入れてもらいたいくらいですけれども、現実はそのようにということをご理解いただきたいと思います。未受診妊婦を防ぐということが母子の健康のために非常に重要です。受けますけれども、大変だということをご理解いただきたいと思います。

金子座長

ありがとうございます。ついではありませんが、基本目標2を大項目化して3と4も入れるというご意見が幾つか出ました。それはよくわかるのですが、そうすると、今の未受診妊婦一つとっても非常に大きな問題なので、それを大項目化すると、この中で70%くらいが生み育てる環境づくりの中で周産期医療から、保育から、働く人の支援から、全部入ってきて、むしろわかりにくくなるというのが私たちの当初の判断で、このように少しサブカテゴリー化して七つに分けたということでございます。これは私の判断です。

秦委員

今さらの話というか、まだ間に合うのであればということで申し上げます。

今回の後期の計画の基本目標の中の7項目と、その中の基本施策については、特別、いじる必要はないと思っているのです。ある程度いろいろな内容がリンクしてくるのは当然のことで、子育てしているのですから当たり前だと思っています。ただ、頭のところで権利のことを札幌市の方できちんとうたっていて、基本目標2のところ母子保健医療について伝えたいのだろうと、私の中ではそう受けとめました。3番目で保育に行くと、4番目で子育て支援、保育のネットでひっかからないところの全体的な子育て支援のことが書かれています。さらに、子育て支援の施策をしても、どうしてもそこから生じてくる特別な配慮を必要とする子どものことがその後の5番に出てきます。最終的に6番では教育や育成という話が出てきて、7番目で地域や家庭ということで落とし込まれていると私は解釈しているのです。その流れの中で、順番がどうかかなと思ったのですが、乳幼児から始まっていく流れも特に問題はないだろうと思います。施策についても、このネーミングで特別問題ないのだろうと思いますが、目標が余りにも、例えば健やかに子どもを産み育てる環境づくりという目標にしてしまうので、そこでばやけてしまう可能性があると思います。ですから、今さらで大変申しわけないのですが、この基本目標のネーミングについてももう少し考える必要があると思います。もう少しわかりやすく、インパクトがあるように伝えられたらいいのかなと思います。

例えば、基本目標であれば、安心して妊娠・出産し、子どもと母子の健康を守るまちづくりとか、環境づくりとか、具体的にそういうことに特化していかなければいけないと思います。産み育てる環境づくりであれば、育てるといっただけでいつまでが子育てかと言ってしまうと、

10歳でも12歳でも15歳でも子育てですから、どこまでが基本目標のポイントなのかということを確認にした方がいいと思います。そういう意味では、ネーミングを余りにも広く大きくとり過ぎているような気がします。

金子座長

特に、基本目標2ですね。

秦委員

はい。

金子座長

では、それは次回までに事務局の方でも再度考えていただきたいと思います。

先ほどの伊藤委員のご質問にまだ全部答えていません。一つは、8ページの2-3-7の子どもの事故予防、心配蘇生法の普及啓発についてはいかがでしょうか。

事務局（保健福祉局 服部母子保健担当部長）

保健所からお答えさせていただきます。

先ほど伊藤委員からございました心肺蘇生法の指導につきましては、消防局と連携して、技術援助をいただき実施しております。また、保健センターの乳幼児健診の待合室には、事故予防に関する展示物を配置して、家庭の中で気をつけてほしいことを具体的にご説明させていただいております。確かに、心肺蘇生法に関して、保健所の専任のスタッフという体制がまだとれていませんけれども、もっと多く市民の方やお母様方に心肺蘇生法を学んでいただけるような対策を今後考えていきたいと思っております。

続きまして、思春期ヘルスケア事業についてですが、これにつきましては、ご指摘がございましたように、人工妊娠中絶率や性感染症の罹患率が全国的にも非常に高いという状況を踏まえて、学校教育と一緒に始めた事業です。この事業をつくるにあたっては教育委員会と十分検討させていただいているのですが、いざ、それを広めるにあたりましては、小学校、中学校、高校の校長会を通してお願いしており、学校数は少しずつ増えてきております。保健センターの医師、保健師、助産師が学校に出向いてお話をする内容等について、学校の先生に十分理解をいただかなければ学校の中でもなかなか広まっていけない現状があると思いますので、いろいろな機会をとらえて先生方にご理解いただけるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

金子座長

ありがとうございます。もう一つは、重点項目9の乳幼児健康診査の充実についてのご質問でしたね。

伊藤委員

それは意見ですので結構です。

金子座長

ほかにありませんか。津元委員、お願いします。

津元委員

先ほどの思春期の心と体の健康づくりということで、性教育に関して、保護者が壁になると先ほど伊藤委員もおっしゃいましたが、私もエイズ対策推進委員として3年間活動しております。その中で、PTAも一緒になってということで、今までなかなか理解が得られなかったので、それなら親向けに性教育というか子どもたちのことをもっと知ってもらおうということで、昨年度に初めて、エイズ対策委員のメンバーの有志で、4名ほどですけれども、保護者向けのセミナーを行いました。

今、札幌での性感染症の現状はどうかという医師の立場からのお話と、レッドリボンの

方は、高校に向けて出前講座をやったり、それから、保健の先生は、今、小学校、中学校でどのような授業をしているかということをやって、親は大体 150 名くらい集まったのですけれども、そういう事業を初めてやってみました。そこで、親からは、今まで札幌の現状がわからなかった、学校からも何も聞かされていないし、子どもたちもわからないということで、このような講演やセミナーをもっとやってほしいという意見がとても多く出ました。

今年度は、できれば高校生の親にも聞いてほしいということなのですが、高校となるとたくさんになりますので、どこにどう呼びかけていいのかというのが今後の課題です。先ほど、未受診の妊婦の話も出ましたけれども、早い段階から中学校、高校の時期から、きちんと性教育や、産むことに関しての講座なり授業の中で進めていただければと思います。以上です。

金子座長

ご意見ということで、特に回答はよろしいですか。

津元委員

はい。

金子座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、きょうは基本目標 3 までですので、こちらに移らせていただきます。

説明をお願いいたします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

大変恐縮でございます。基本目標 3 に入る前に事務局として確認させていただきたいと思えます。今、基本目標の組み立て方についてご意見がございました。秦委員からもお話がございましたけれども、前期計画は五つの基本目標で構成されておりまして、その考え方は生まれて、育ててというようなそれぞれのライフステージに沿った形で組み立てておりまして、その考え方は後期の組み方についても同じことが言えます。ただ、基本目標 1 は、権利条例は札幌市にとって非常に重要な施策であるということと、すべてに関連する考え方であるということによって基本目標 1 に掲げさせていただきました。それ以降の基本目標 2 以下につきましては、基本的な考え方はライフステージごとという形で、最後は総論的な形で基本目標 7 に位置づけるような組み立てになっております。

そういった組み立て方そのものにつきましては、前回ご審議をいただいているところでございます。ただ、それぞれ個別事業を提示させていただいた中で、どうもぴんとこないということでご意見をいただいたのだらうと思えますけれども、今のお話の中では、七つの基本目標の組み立て方についてはご理解をいただいたと。ただ、その中で表現がわかりづらいということで、その点は再度工夫させていただくということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

金子座長

いろいろなお考えがあろうと思いますが、いかがでしょうか。

秦委員

先ほども言いましたけれども、ネーミングが立派過ぎてぼやけているところがあります。例えば、基本目標 4 でも、すべての家庭の子育てを支援する仕組みと書いていますけれども、基本的にここにあるものはすべての家庭の子育てを支援することをベースに書いてあるので、そういうふうに言ってしまうと、リンクしているのではないかと、ぼけてわかりにくいとか、それはもうちょっとという文言になってしまいます。ですから、この目標のネーミングなのかなと思っているのです。

金子座長

今の意見は、基本目標4の「すべての」という表現が……。

秦委員

例えばです。それぞれ3も5もそういうことになるのでしょうけれども……。

金子座長

3は、働きながらです。働けない家庭も半分ぐらいいますから、そういうものも含まれているという趣旨で基本目標4があるわけです。

秦委員

ただ、働かないけれども、保育を活用する人がいますね。

金子座長

でも、それは非常に限られています。働かなければ保育所に行けないという法律的な縛りがあります。

秦委員

生活保護を受給していて……。

金子座長

そうではなくて、普通の家でも、専業主婦を選んだ瞬間に保育所は使えません。しかし、それについても、当然ながら支援をするという考え方の方が公平だろうという感覚ですね。ですから、働きながらということを経験すると、働いていない選択をした人はどこに入るのか、いわば落ちこぼれになるわけです。ですから、すべてという表現を使っているわけです。

そういうこともあります。私も、何人かの方がおっしゃったように、基本目標1は総論なので、それが基本目標1という番号を持っていることで誤解を招くのではないかという気がするのです。何人かの委員のお考えは、1の次は2ということで、1と2は並列ではないということなのだろうと思うのです。ですから、例えば基本目標1は根本目標とか大目標とか別枠で、とにかく別枠で全部にかかってくるのだということがはっきり出た方がよしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高荷委員

そういう形で整理していただくとわかりやすいと思いますし、いろいろな面で理解していただくについても、実行していただくについてもいい形が生み出せるのではないかと思います。

品川委員

基本的にはそう思いますけれども、総論というふうに言うと、ほかにもかかってきそうなものがありますので、特に札幌市の中ではこの2点は最も大切にしたいので最初に掲げてあるということがわかるような表現の仕方であればすごくすっきりすると思います。

金子座長

それは、1から7の表現でよしいということですか。

品川委員

いえ、金子座長がおっしゃったように、1については別に掲げるということ。要するに、基本目標1の具体的なものが6にきたりするわけです。それは、具体的なものと上にあるものが並列なのが違和感を持つという先ほどの私の発言につながります。

金子座長

副座長、どうですか。

坪谷副座長

私は、しっかりできていると思います。

金子座長

ちょっと意見が割れているので、これは私と副座長で引き取って、次回までに事務局とご相談して、もう一度、ここはきちんと出すようにさせていただくということによろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、基本目標3に移らせていただきます。説明をお願いいたします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

それでは、基本目標3です。資料は10ページからとなっております。

基本目標3、働きながら子育てできる社会づくりでは、仕事と子育てを両立するための取り組みを記載しています。

課題と方針では、まず初めに、仕事と子育てを両立するために必要とされる企業への普及啓発及び支援の必要性を記載しています。

次に、待機児童の解消に向けた十分な数の保育所整備を始め、延長保育など、多様なニーズに沿った保育サービスの充実について触れるとともに、前回の協議会でご意見のあった保育の質の向上についても計画的に取り組んでいくことを記載しています。

重点項目は四つ設定しています。重点項目10は、ワーク・ライフ・バランス取り組み企業応援事業です。平成20年度から実施した事業ですが、後期計画においても引き続き実施し、札幌市が独自にワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認証し、取り組みを充実させるためのアドバイザー派遣や、従業員が育児休業を取得した場合の助成金支給を行っていきます。重点項目11は、認可保育所整備事業です。札幌市では、11ページ中段のグラフのとおり、保育所を順次整備してきましたが、ことし4月1日時点の待機児童数は402人となっております。保育所の定員をふやすことは安心して働き続けるために不可欠なものであり、後期計画においてもこれまでよりもより重点を置いて整備を進めていきます。また、保育者の居宅などを利用した家庭的保育事業についても実施に向けた検討を進めていきます。重点項目12は、就労形態に応じた多様な保育サービスです。前回の協議会において高荷委員からもご意見があったところですが、延長保育や休日保育など、多様なニーズに対応する保育サービスについて充実を図っていくこととしております。重点項目13は、医療機関併設施設で行う病後児デイサービス事業です。現在、5カ所で実施していますが、前回の協議会で山田委員からご意見があったように、保護者からのニーズが高いサービスであることから、より利用しやすい事業とするため検討を進めていきます。以上で基本目標3の説明を終わります

金子座長

子どもが生まれてきて、すぐに直面するのは保育の問題でございまして、いろいろな方面から保育のことがここに書かれているということです。いかがでしょうか。

坪田副会長

副座長ですけれども、保育の係なので発言させていただきたいと思います。

まず、基本目標3の課題と方針に書かれてあることは、これで中身としてはすばらしいことを書いてあると思っております。13ページの3-3-1、保育サービスの質の向上というところで、今ご説明がありました前回協議会で意見のあった保育の質の向上についても計画的に取り組んでいくことを記載しているというふうにご説明がありましたけれども、私たち保育の質というのは三つありまして、制度とシステム、環境とカリキュラム、それから保育者の資質という三つなのです。1番目に言ったのは最低基準、面積です。2番目に言ったのはカリキュラム、環境、遊具、保育者の資質の三つを合わせて保育の質と言っております。

主に行政が使う保育の質という言葉は、最低基準とか面積とか環境というところだと私たち

は理解しています。実際に、今、厚生労働省の中で検討されている少子化対策特別部会の中の保育の質というのは、何が問題かという、主に低過ぎる最低基準と高過ぎる保育料ということがこの部会の中で論議されています。ですから、日本の政府というか、厚生労働省においても保育の質はそうとらえているのだろうということでもあります。それから見ると、3 - 3 - 1の事業概要の中ですけれども、質の向上のためのアクションプログラム、保育所職員を対象とした研修を体験するということです。保育実践の改善、向上に関する研修と調査研究を実施するというのは、第3番目に言った保育園自体が研修を行っていくことで、1番目と2番目が抜けていまして、1番目が一番大事なことなのだけれども、それにすっかり目が行っていないということを述べさせてもらいたいと思います。

ですから、前回協議会で山田委員から意見があったと思いますけれども、保育の質が下がっている。なぜ下がっているかという、延長保育、一時保育、障がい児保育の札幌市が保育園に出している補助金が下がってきている。さらに、私から言わせていただくと、今まで無料だった土地が有料になってきております。そして、ついたのがアレルギー児の補助がほんの少しです。今までがっぱり減らされてきたものの回復にはなっていないという意見だったと思います。保育の質が下がってきたのをどうするかということで、これは職員の研修に特化してここに載せるのはいかがなものかなという意見を私は持っております。

別のことで、今まで一時保育と言っていたのが預かり事業という言葉に変わっています。重点項目13の12ページです。13ページの3 - 4 - 5です。これも一時的に預かると書いてあります。どこが預かり保育になったのか見つからないのですけれども、これは厚生労働省の通知によって札幌市は言葉を変えたのだと思います。ちょっと前は一時保育と言っていたところだったと思います。預かりというのは、荷物を預かることを言うのであって、乳幼児をお預かりするのは保育という言葉が大事だと思っています。ですから、預かるという言葉はどうしても入れたいのであれば、かっこ書きで（保育）と。私どもは、もともと保育ということで訴えておりまして、預かるのではないだろうと思いますので、ぜひ、こちら辺は札幌市の方も言葉遣いを検討していただきたいと思います。それから、保育の質に関しては、職員の資質のみでありますので、1番、2番も入れてほしいと思っております。以上です。

金子座長

今の質の問題につきまして、何かご回答はございませんでしょうか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

子育て支援部長の堂前でございます。一つ目の保育の質の件でございますけれども、おっしゃるとおり、職員の配置は、最低基準の部分は重要なところだと認識しております。これまでも札幌市においては、国の基準で定められた通常の運営費のほかに、札幌市独自で保育士や調理人等の配置のための補助を行ってきております。ただ、国の基準につきましては、これまでもそうですけれども、国に対して保育所の運営水準の引き上げということで、毎年、要望しているところでございます。また、今現在、国の方でさまざまな保育制度の見直しが検討されております。こういったことも含めまして、その動向を注視してまいりたいと思っております。今回、改めて保育の質の向上ということで、保育士の研修、調査研究を掲げさせていただいたのは、今年度から保育所の保育指針が改正されました。保育士に求められる役割が高度かつ多様化になっております。それとともに、保育士に求められる専門性も高まっています。したがって、先ほど2番目に上げておりましたカリキュラムの件につきましても、施設長及び職員の資質の向上というのは大切な部分であるということ、今回、後期計画に当たって特に掲げさせていただいた部分でございます。

したがって、最低基準等の部分については、引き続き、そういうものは国に要望してまいり

たいと思っております。それから、一時預かりという名称でございますけれども……。

坪田副会長

それは、基本目標4になりますね。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

ただ、これは病後児デイサービスのところでも預かりという言葉が出てまいりますので、せっかくご質問がありましたので、併せて答えさせていただきます。

今まで一時保育と言っておりましたけれども、児童福祉法に新たに認可保育所以外でもそういう事業が新たに加えられました。そういった経緯で国において名称を変えておりますけれども、国においては、児童福祉法に位置づけるに当たりまして、保育はもともと特定のお子さんを継続的に保護、養育するものであるととらえておりまして、不特定のお子さんを一時的に預かる事業を保育と区別するために新たに一時預かりという名称を使っていると聞いております。

今回、後期計画の案をつくるに当たりましては、一つは児童福祉法に位置づけられた名称であるということと、すべての子育て家庭への支援として保育所以外でもこういった事業を国の方で用意しておりまして、私どもも、後期計画の中では、保育所以外でもそういう事業を展開できないかと考えております。

現在、計画案でございますので、検討段階であるということで、一旦、国のメニューに合わせた名称を使わせていただいているところでございます。

したがって、一時預かりという名称につきましては、ただいまご意見もいただきましたので、本事業が具体的に事業化する、計画にきちんと盛り込まれる段階において参考とさせていただきます。以上です。

坪田副会長

保育の質の問題なのですけれども、国の方をお願いして、今までは札幌市も補助金で保育の質の確保はしてくれました。保育園というのは8割くらいが人件費ですので、そこら辺のところをカットされてしまうと、すぐに職員の給料、待遇、処遇のところに行ってしまうのを得ないわけです。今、保育園というのは、公立保育園と民間保育園がありますけれども、民間保育園は公立保育園の約半分の経費で運営をしています。公立は1.8倍くらいです。ですから、約半分だと思います。だから、札幌市のように公立保育園が少ない都市は珍しいのです。なぜかという、保育の実施義務が市町村にあって、公立で行うのが当たり前だという考えが昔はありまして、それを補完するのが民間の保育園だという考え方で、大体が7対3くらいで公立の方が多いのです。札幌の場合は、今は1対9くらいで民間の方が多いと思っております。ですから、札幌市は、子どもに対して他都市よりお金をかけていなかったということが歴史的に言えると思うのです。ですから、民間保育園は本当に重要な役割を与えていただいておりますけれども、民間保育園の質の向上ということであれば、ぜひそこら辺のところは、未来のプランですので、これ以上削減をしないというような文言を入れたり、あるいは、その質の向上を図るということを職員の研修という特化した問題ではなくて、本質的なところで取り組むプランにさせていただきたいと願っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。これはお願いでございます。よろしくお願ひします。

高荷委員

関連して申し上げます。このたびの政権交代によって、今、副座長がお話しなさっていたようなものは大きく改善されてくるという期待感を抱いているのですが、その辺はどうですか。

坪田副会長

このプランと余り関係ないので……。

金子座長

それは、終わってからお願いします。

先ほどのご意見で、保育の質の中でシステムの問題と環境カリキュラムの問題が抜けていて、人の質の向上というのはきちんと書き込まれているということでございましたので、もし可能であれば、基本施策2、保育所の整備のところの3 - 2 - 1の後に3 - 2 - 2として、今の副座長のご意見を何らかの形で反映するのはいかがでしょうかと想っていたのですが、いかがですか。

坪田副会長

3 - 3 - 1が保育の質の向上です。ですから、保育の質の向上できちんと1本立てていただいて、職員の資質というのは別問題なのです。ですから、職員の質の問題はまた別のところで立てていただければ、それで解決するというふうに私は思います。

金子座長

いずれにしても、三つの質の判断指標のうちの制度システムの問題と環境やカリキュラムの問題をどこかに組み入れた方が体系的になるというご趣旨ですね。わかりました。

秦委員

この場合は、札幌市の後期の行動計画を考える場ですから、市民の意向が反映されなければいけない場であって、それぞれの団体が予算を要求するとか、制度について要望を盛り込むのはフェアじゃないと思うのです。ですから、ここで必要なことは、市民がどういうニーズを持っているから、そのニーズにこたえるためにはこれが必要なのだという話でなければいけないのであって、どうも聞いていると、市民の声ではないような気がするのです。

坪田副会長

ただ、前回、山田委員から発言のあった保育の質というのは、計画的に取り組んでいくことを記載していますという内容とはちょっと違うと私は申し上げて、その中身を具体的に述べたということでもあります。

金子座長

小川委員、お願いします。

小川委員

今の保育環境というところで、保育者、先生たちの働きやすい環境をつくるということはずごく大事だとお話を聞いていてすごく感じました。

それから、重点項目13のところですけども、病後児デイサービス、医療機関併設の施設で行うと書いています。まず、これだけの人口がいる札幌市で5カ所では賅い切れないところが現実にたくさんあるということを皆さんにご理解していただきたいと思います。また、病後児だけではないサービスを必要としている、働きながら仕事をされている親御さんはたくさんいるということに関して、ここに何も盛り込んでいないのはなぜだろうかということが疑問です。今、緊急サポート事業を厚生労働省の事業受託を得て、今、私たちのNPO法人が受けてはいるのですけれども、ことし1年間は整備事業という形でやりまして、来年度は札幌市がどういう判断を下すかということが求められている中で、どのようなことが盛り込まれてくるのかという必要不可欠な文言がないのはどうしてかなと思っています。

今、働くお母さんたちの生の声としては、保育園は37度5分くらいあったらお迎えに来ていただくということがありますね。それは、病後児ではなくて、急に保育園で熱が出たときにも、社会体制として、子どもが熱を出しましたからお父さん、お母さんはお迎えに行ってくださいというシステムにはなっていません。それをすると、仕事がなかなか成り立たないということで、今、サポートシステムをつくっているわけです。札幌市としては、そういうものをこの計

画に盛り込んでいないのはどういうことなのかということが疑問です。それを教えていただければと思います。

金子座長

重点項目 13 ですね。いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

まず、病後児デイサービスにつきましては、冒頭に説明があったと思いますが、この後、具体的な箇所数や実施時期につきましては、今後、財政当局と協議をしていくこととなります。12 ページの重点項目 13 の下から 2 行書いておりますけれども、全体としては、今のところは 5 カ所での対応ができていますけれども、利用実態からいきますと、離れているとどうしても利用しづらいということがあろうかと思えます。したがって、この部分については、全市的な配置を見て、ふやすような方向で考えております。

それから、緊急サポートの関係でございます。まだ基本目標 4 に入っておりませんが、関連していますので先に申し上げますと、16 ページの基本施策 1 の地域における子育て支援の推進の 4 - 1 - 3 にさっぽろ子育てサポートセンター事業というのがあります。そのサポートセンター事業の中に、今、緊急サポート事業を取り込んでやっていきたいと考えております。

したがって、緊急サポート事業を、現在、国の直轄事業で NPO 法人が実施しておりますが、そういった事業については合体していけたらなと今考えております。

いずれにしても、札幌市として緊急サポート事業を実施していきたい、計画の中でやっていきたいと考えております。以上です。

金子座長

品川委員、どうぞ。

品川委員

11 ページですけれども、重点項目 11 の中で、認可保育所整備事業とありまして、2 行目に「『家庭的保育』等、増大する保育事業に対応する事業の実施を検討していきます」とありますが、これは、いわゆる保育ママ制度のようなものを導入するというふうにお考えなのか。「など」というのは、今具体的に考えているものがあるのか。例えば、認証保育所のようなものを検討なさっていくというおつもりなのかということをお聞かせいただいて、その内容によっては、「認可保育所整備事業」と書いていますが、「保育所整備事業」の方がはっきりするかもしれないと思っています。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

11 ページの家庭的保育というのは、いわゆる保育ママ制度のことでございます。

それから、「等」と書いていますのは、具体的には分園なども含めてのことでございます。ただ、ここは上にも「等」がありますので、「家庭的保育」の後の「等」は要らないかと思えます。保育者の居宅などで利用した部分については、いわゆる保育ママ制度を考えております。

小川委員

先ほどの続きですけれども、その次のページの基本目標 4 のところで、4 - 1 - 3 に掲げているということを理解しました。ただ、働きながら子育てをするというところでは、病後を削るということは、お母さんたちは病後が一番、私たちが仕事をしながら、これがないと仕事ができなかった、就職できなかった、迎えにいけないということで、仕事先からもすごく大変な思いをしたという生の声をたくさん聞いているのです。そのところで重点項目のデイサービス事業を、もちろんこれも必要なことですが、ここは連れていかなければいけないというところがあるし、お迎えには行っていただけないということもあります。それと並列して同じくらい重点項目ではないだろうかというのが率直な感想なのです。その仕事をしながら一番

困ったというのは、夜間ももちろんそうなのですけれども、子どもの病気は予測がつかないので、いつ、どういうふうにと自分の仕事の調整ができないところで、それは社会がこういうことをサポートしていくシステムをつくっていかねば、女性が安心して働く、共働きで仕事をするということが成立しないのではないかと思います。社会自体が、休んでもいいよという社会になっていくのが一番理想なのですけれども、今現在はそうではないので、保育所も病児は感染力があるからという形で受け入れられないところもありますので、どこが受け入れ先になって支援していった子どもの健康を守っていくのかということ、重点項目の中にぜひ項目として入れていただきたいと思います。

そうすることで、働きながら子育てできる社会づくり、働いているお母さんたちが読んだときに、生み育てる、安心して仕事ができるという形になっていくのではないかと思います。

品川委員

それに関しては、前回、山田委員からもお話が出まして、そのときに話した記憶がありますけれども、子どもの立場から見ると、病気のときは親に見ていてほしいということがあると思うのです。それは子どもの権利としてです。もちろん、サポートしていきたいのはわかるけれども、それだったら、むしろ企業の方に子どもが病気になったときは親に休みを与えるということ、これを主張していく方が社会は前進していくのではないかと個人的には思います。

高荷委員

課題と方針のところでも大きく割いてワーク・ライフ・バランスが取り上げられております。これは、今の品川委員の企業云々のお話にもつながってくるのだらうと思いますが、委員の皆さんや職員の皆さんにもお聞きしたい。今、この経済が混乱・悪化した中であって、どのくらいの会社が、何%くらいの会社が黒字決算で申告しているかということです。何%くらいの会社が赤字に転落しながらも、何とか倒産しないために、日夜のた打ち回っているのかです。参考のために言いますと、北海道の昨年度の倒産件数は741件です。これだけの会社が倒産していったわけですから、黒字申告企業数は平成19年度で32.4%です。平成20年度で32.3%です。これは全国の平均値です。北海道は日本で1番目、2番目に景気が悪いところでありますから、黒字企業の比率はもっともっと低いのです。恐らく、皆さんのお考えになっている企業と、現実の企業という姿は、黒字・赤字を含めかなり大きなギャップがあると思います。そういう中で、企業は、役員報酬を大幅にカットし（半分以下、あるいは5分の1にする。）さらには、従業員の賃金も10%、20%平気でカットしてます。さらに、下請、協力会社の役員、従業員の賃金にまで踏み込んでいって、何とか生き長らえているという企業が大多数なのです。札幌市内の企業の場合は70%以上がそういう赤字企業です。

そういう現実を見たときに、今のようなお話は、やれそうできてなかなかやれないのが実態でありますし、ワーク・ライフ・バランスについても、従業員のみならず、企業にとってもメリットのあることを積極的に云々ということが書かれておりますけれども、一口で言うと、今の経済界はそんなきれいごとの通じる世界ではないのです。そういう中であって、こういう表現が果たして妥当なのか、この辺のところは再度検討していただく必要が大いにあるように思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

金子座長

芝木委員、どうぞ。

芝木委員

大阪で、インフルエンザで保育園が休みましたね。そのときに、すごい問題になっているのです。働いているお母さんたちは、ほかに預けても、託児所に預けても、一時預かりで預けても仕事に行かなければいけない。そのために保育料返還の問題が起こっていて、結構難しいの

です。では、そういう子どもたちはどこで預かるのかというと、預かり場所がないわけです。品川委員がおっしゃったように、きれいごとかもしれないけれども、ここで理想的なことを言っていかなければ絶対にそうならないです。北欧はそうです。病気になったら、夫婦のどちらかが会社を休めるという状況が起こっています。私は、本当に熱が出たよとってお母さんがいないとお父さんに電話をかけるのですけれども、昼休みだから電話をかけてもいいよねという状況です。また、お母さんに電話をかけても、言ったら悪いけれども、公務員のお父さんは出てきてくれます。そのようにだれかが見てあげなければいけない、それは親だと思ふのです。

ここに病後児保育のことが出ています。幼稚園にも利用したらどうですかという案内が来ました。しかし、急に病気になり、急にそこを利用することはできないのです。しかも、そこに3人とか4人だと言われたら、とても利用ができません。それで、うちは利用していないのです。幼稚園で病院に連れていってあげても、利用はしていないという状況です。やはり、仕事の仕方が一つ大きく上がってくると思いますが、親が子どもを最低限のところで見るとい保障をしていく必要があるのではないかと私は考えます。

金子座長

ありがとうございました。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

二つ、お伺いしたいことがあります。

一つは、13ページ一番上の保育所職員を対象とした研修というところで、この保育所職員の範囲を確認したいのです。上の方の文面からいくと、認可外の保育施設に関しては、保育内容や保育環境の把握、指導に努めますという文面から推測するに、そこまでの範囲まで含めていないのかなという印象を得ますが、この保育所の職員の対象というのは認可の保育所までなのか、それとも認可外の保育所も対象となるのか聞きたいのです。

私の意見としては、認可外の保育所の質の向上も必要なので、全職員を対象としていただきたいという意見を持っています。

もう一つの確認は、11ページの待機児童のデータに関して、私はうろ覚えで確認したかったのですが、この対象児童の定義を教えてくださいたいと思います。

これは、公立あるいは認可の保育所に入りたかったけれども、収入や定員の関係で仕方なく認可外保育所に行って、でも、本来であれば認可保育所に行きたかったニーズの部分も含まれているのかどうかということを確認したいと思います。

金子座長

2点について、いかがですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

まず、1点目の保育の質の部分については、保育士、施設長も含めておまして、現に認可外については巡回指導もさせていただいて、情報提供、研修についても、現在、既にやっておりますので、含めていただいて構わないと考えております。

それから、待機児童につきましては、保育に欠けるという前提条件で、第3希望まで申し出ていただいております。第3希望まで全てかなわなかったという方の数字でございます。

金子座長

よろしいですか。

伊藤委員

はい。

金子座長

まだ意見の決着はないのですが、きょうの予定の時間をかなり超過しておりますし、来週、

基本目標4からもう一度お話をする機会がございますので、特段、これについてぜひということがなければ、きょうはこれで終わりたいと思います。

秦委員

最後に一つだけ。

札幌の議論に戻りますけれども、ワーク・ライフ・バランスというか、札幌市は長期的にこうなっていくというか、日本の社会全体がこうなっていくという大きな目標は必要だと思しますので、これは掲げるべきだと思います。ただ、それは何年先にそういう社会が来るのかというと、来年からそうはならないと思います。高荷委員がおっしゃったように、今、日本の経済も企業も大変な状況の中で言うと、すぐにそういうことにはならないと思います。そうすると、目先にあるニーズについては確実にこたえていかなければいけないので、病児に対する支援は本当に必要で、これが意外と子育ての中のストレスになっているというか、仕事と子育ての両立の中で大きな弊害になっています。これは、私も子育てをしているお母さんたちの話を聞く中でかなり大きなウエートを占める部分ですから、そこについてはもう少しクローズアップしてもいいのかなという気がしています。

金子座長

ニーズにこたえるという意味で、小児科の先生からのご意見はございませんでしょうか。

母坪委員

実際に毎日臨床をしまして、お母さんたちが大変だなということはすごく感じています。入院になるとなおさら、子どもは急性疾患だらけですから、では、あしたからというわけにはいかなくて、このまま入院だよという状況で、お母さんたちは本当に電話をかけまくっているいろいろな人の支援を受けているなということを経験してありますが、その裏には相当な努力があると思います。ですから、いろいろな行政でそこをサポートしてあげればすごく助かるのになと思います。

また、最近はお父さんたちがつくことが以前より多いなという実感を持っていますので、お父さんの会社が支援しているというよりは、お母さんが強くなっているというのが実感です。お母さんが、私たちが働くのだから、あんたが付きなさいという感じでお父さんが日中についている家庭がふえているなど多く実感します。

現実的に、子どもはいつでも熱を出しますし、お父さん、お母さんが働いて保育所に預けているから余計に感染症をもらいますので、働いているお父さん、お母さんは病児を抱えるリスクが高いです。これは、本当に現実的な問題ですから、理想が実現する前には何らかの支援体制が早急に必要なのかなと思います。

坪田副会長

現場から申し上げます。

先ほど、37度5分という話がありましたけれども、37度5分ですぐに来てくださいというところは余りないと思うのです。子どもは昼間に運動するとすぐに38度くらいまで上がってしまうのです。ですから、毎朝、手帳に体温を書いてきてもらっている保育園が大多数だと思います。朝の体温が既に37度あった子は昼に38度を超す可能性があるのです、その子によりけりだと思います。電話が行ってもすぐにお迎えに来られないお父さん、お母さんの方が多いのです。そういう場合は、保育園は熱があった子でも別室に移してお子さんをお預かりしております。何日か、どうしても休めないお父さんお母さんがいてということであれば、現在はお預かりしているのが実態であります。ただ、私も現場から言わせてもらおうと、親御さんが働かなければならないということもよくわかりますけれども、何年も保育をやっていると、結局、子どもは37度5分、38度、39度という状況で保育園に来ています。1カ月くらいすると、

先ほど母坪委員も言いましたけれども、結局、肺炎になって入院するというパターンがすごく多いのです。ですから、そこら辺のしわ寄せがすべて子どものところに行ってしまうのです。ですから、子どもも我慢して、親も我慢して、その両方の我慢の結果、入院、肺炎ということになるパターンが多いので、そこら辺はきちんと病児保育ができるようになればなと現場では思っていますけれども、なかなか難しいと思っています。

高荷委員

お子さんも我慢して、親も我慢して、そして企業も我慢しているのです。でも、そういう現象が出ています。こういったときにやらなければならないのは、僕は、お役所がどういうふうな手を打っていくかというのは非常に大事なポイントであろうと思うのです。ぜひ、お役所の方でその辺の手を打つ、どんな形でそれにこたえていくかということを次回までにご協議いただいて、お教えいただければと思います。

小川委員

時間のないところで大変申しわけありません。私も、現場サイドというところで一言だけお話ししたいと思います。

品川委員がおっしゃったように、子どもは親が見るのが理想だというのは百も承知で、その方がいいに決まっています。お母さんたちも一生懸命やっているのはすごくわかります。そして、緊急なのは、そのときだけなのです。3日も4日もずっと緊急サポートを使うことはまずありません。電話がかかってきたときだけ、病院に連れて行って、自宅で待っていて、お母さんもそのときは通常よりすごく早く帰ってきます。そして、次の日からは休みをとるようなシステムをちゃんとお母さんでつくって来てくれるのです。ただ、急なときの対応は、すぐはできないというところで、子どもは社会の宝ですから、そして子どもは母たる者がたくさんいる中で育つのがいいと私は思っているのです。たくさんのかかわりの中で、保育所の先生のかかわりの中、緊急サポートのかかわりの中、いろいろなかかわりの中で育っていくと思うので、そういうシステムをつくっていくことがすごく大事だと思います。

ですから、品川委員、芝木委員がおっしゃることも十分わかった上で、今必要なことを行政としてどうしていくのか、札幌が基本理念として掲げているように、子ども輝きができるような政策をぜひ掲げていただきたいと思います。

金子座長

もう時間なので終わりたいと思います。

一番最初に申し上げたように、札幌市ができることと、国が全面的に出ないといけないことの混乱が今日は少しあったと思います。行政ができることは限られているので、ワーク・ライフ・バランスについては、今は100年一度の不況かもしれませんが、数年前まではトヨタ自動車は毎年2兆円もうかっていたわけです。経済は浮き沈みがあることは皆さん方もご承知なので、今悪いから何もできないということではなくて、これは5年後を見据えてつくる計画でございますので、国ができることと札幌市ができること、それから、今できることと5年後にはできるかもしれないことを考えながらこの計画づくりの一部を担っていただきたいと思います。

それでは、これで基本目標1から3の審議をしました。宿題も幾つかいただきましたので、次回はそれも含めて基本目標4から7までを同じように審議したいと思います。

進行を事務局にお返しいたします。

3.事務局からの連絡事項

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

来週 15 日の協議会では、宿題もございましたけれども、残りの基本目標の 4 から 7 につきましてご協議いただき、その後、今後のスケジュールの確認をさせていただく予定でございます。

会場は、市役所本庁舎の 18 階となっておりますので、よろしくお願いいたします。

お忙しい中、何度も足をお運びいただきまして大変恐縮ではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日お配りしております資料につきましては、もしかしたら差しかえがあるかもしれませんが、当日、ご持参いただければと思っております。

また、11 月 12 日木曜日には第 4 回の推進協議会を開催することとしてございます。初めにお伝えしましたとおり、このときには計画書全体の案をお示しし、皆様方にご確認いただくこととなっております。

4 . 閉 会

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上